○外務省告示第二百二十一号

平成二十四年六月六日にナイロビで、ケニア共和国における「平和構築のための新憲法施行支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

平成二十四年六月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

1　援助の目的及び内容　平和構築のための新憲法施行支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億四千七百万円

3　署名者

日　本　側　高田稔久在ケニア大使

国際連合開発計画側　アエネアス・チュマ在ケニア事務所代表

○外務省告示第二百二十二号

平成二十四年六月十一日にドゥシャンベで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

平成二十四年六月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　八千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　今橋啓介在タジキスタン大使館大使

タジキスタン側　ハムラーハン・ザリフィ外務大臣

平成二十四年六月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

○農林水産省告示第千五百九十七号

平成二十一年四月二十一日農林水産省告示第五百四十四号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条第二項の規定に基づき大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限として農林水産大臣が定める量を次のように定める。

平成二十四年六月二十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度の線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋の海域（以下「西大西洋の海域」という。）における平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、三百六・〇六トンとする。

二　西大西洋の海域以外の大西洋の海域（地中海の海域を含む。）における平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、千九十七・〇三トンとする。

○国土交通省告示第七百三十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の十の規定により登録講習業務を廃止する届出があったので、同法第十七条の十八第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年六月二十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　業務を廃止する登録講習機関の名称　株式会社週刊住宅新聞社

二　業務を廃止する者の登録番号　（三）第〇十四号

三　業務を廃止する者の住所　東京都新宿区高田馬場一丁目二十八番十号三慶ビル四階

四　廃止する業務の範囲　登録講習及びこれに付随する全ての事務

五　業務を廃止する年月日　平成二十四年六月七日

○国土交通省告示第七百三十四号

ジェットスター・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請事案（事案番号平二十四第九〇〇三号及び平二十四第九〇〇四号）については、平成二十四年六月十二日付け国運審第七号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

○国土交通省告示第七百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十四年六月二十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

峰ヶ谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和五十五年建設省告示第百三十一号で指定した土地のうち次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県犬上郡多賀町水谷

字峯ノ口　四九三番　一号

四八九番　三号

四九二番　八号及び九号

字峯ノ谷　六四五番二六　二号及び四号から七号まで

○国土交通省告示第七百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月二十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

千本木川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十一年建設省告示第五十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

長野県諏訪市大字上諏訪

字菖蒲澤

一一八九九番一　一号

一一八九〇番一　二号

字山ノ神

一一八七九番一　三号

一一八七一番　四号

一一八六七番二　五号

一一八六九一番　六号

字泥ノ久保

一一八五七番　七号

字押小泉

一一九八二番　八号

字臼久保

一二一一七番イ　九号

字恩田原

一二一二五番　十号

一二一三一番一　十一号

一二一三四番一　十二号

一二一三五番一　十三号

一二一三七番　十四号

一一九五八番ロ　十五号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上穂沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号を順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十二年建設省告示第七百六十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

長野県駒ヶ根市赤穂

二〇番ロの一七　一号

二〇番ロの七　二号

二〇番一四三一　三号

二〇番五二八　四号

二〇番一四二六　五号

二〇番七九二　六号

二一番一二九　七号

二二番一七二　八号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

千畳敷沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号を順次結んだ線、標柱五号と六号を町道小脇線の道路境界に沿って結んだ線、標柱六号から十二号を順次結んだ線、標柱十二号と十三号を平成二十三年国土交通省告示第三百二十一号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十三号から十五号を平成二十年長野県告示第四百六十七号で指定された土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十五号から二十号を順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県木曽郡上松町小川

七六番一　一号及び二十号

七五番　二号

七七番三　三号及び四号

七七番一　五号

九九番一　六号

一〇一番一　七号

一一三番八　八号から十二号まで